

令和3年度島根支部保険料率について

- I. 令和3年度保険料率について【医療分】（P1～9）
- II. 令和3年度保険料率について【介護分】（P10～12）
- III. 令和3年度保険料率改定にかかる広報について（P13～15）

令和3年1月15日 令和2年度第3回評議会

I . 令和3年度保険料率について【医療分】

1. 平均保険料率に関する議論の経緯

- 令和3年度の保険料率については、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び平成29年12月19日の運営委員会にて理事長より示された、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えを踏まえ、運営委員会において議論が進められた。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しむ事業主や従業員の理解を得ることは難しいとの意見もあったが、今後、更に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大することや協会の財政状況の悪化が見込まれることなどにより、10%維持に賛成する委員が大勢を占めていた。
- 支部評議会においては、意見書の提出なしが6支部。一方、意見書の提出があった支部は41支部あり、そのうち、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。

2. 令和3年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え（新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	6支部(13支部)
意見の提出あり	41支部(34支部)
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部(21支部)
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部(7支部)
③ 引き下げるべきという支部	2支部(2支部)
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	3支部(4支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

3. 令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であるとする。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでくるところを考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと考える。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

4. 令和3年度島根支部保険料率（見込み）

令和3年度島根支部保険料率（見込み）

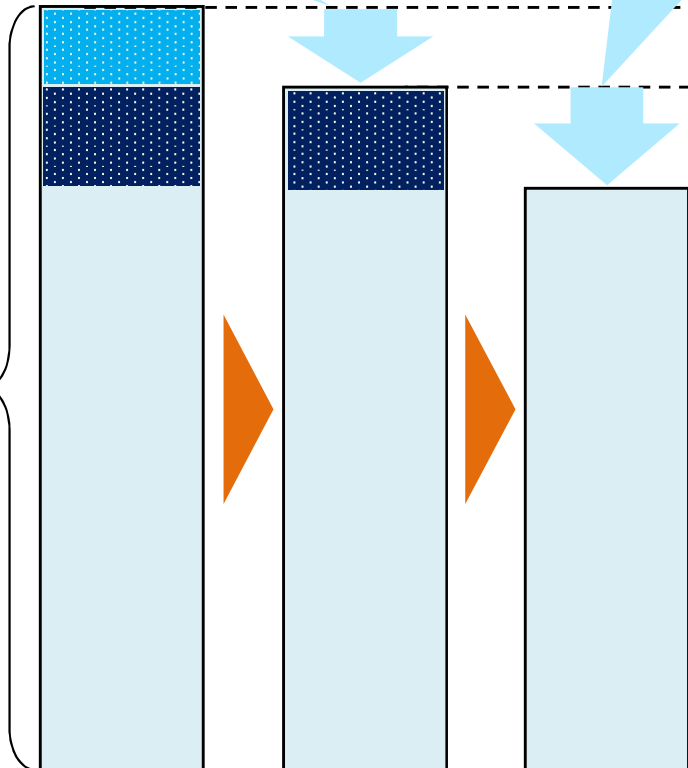
10.03% (0.12%引き下げ)

保険料率計算のプロセス

- ① **【年齢調整】▲0.29%**
支部加入者の年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整。島根支部は年齢構成が高いためマイナスに調整。
- ② **【所得調整】▲0.60%**
支部加入者の総報酬を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整。島根支部は総報酬が低いためマイナスに調整。
- ③ **【インセンティブ】▲0.057%**
島根支部のインセンティブ制度令和元年度実績分を加減算

6.30%

医療給付費にかかる保険料率
調整前



5.41%

インセンティブ制度分

④ **【共通料率】+4.71%**
後期高齢者支援金など
全国一律で賦課される保
険料率を合算

⑤ **【精算】▲0.02%**
前々年度の島根支部の
決算における収支差を精
算

最終的な保険料率
10.03%

5. 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

6. 協会けんぽの収支見込（医療分）

収支見込（令和3年度）の説明

政府予算案を踏まえた令和3年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が11.1兆円、支出（総額）が10.8兆円と見込まれ、単年度収支差は2,900億円の見込み。

1. 収入の状況

収入（総額）は、令和2年度（直近見込）から3,900億円の増加となる見込み。
主に、「保険料収入」が4,200億円増加したことによるものである。

2. 支出の状況

支出（総額）は、令和2年度（直近見込）から6,200億円の増加となる見込み。

- ① 「保険給付費」について、加入者数と一人当たり給付費の増加により4,700億円増加する見込みであることや、
- ② 「その他」について、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金について、令和2年度の保険給付費の実績（決算）に基づき精算し、国へ返還する額の増加が見込まれること等が主な要因。

3. 収支差と準備金残高

令和3年度の「収支差」は、令和2年度（直近見込）より、2,300億円減少して2,900億円になる見込み。
（収支均衡料率は、9.70%の見込み。）

令和3年度末時点の準備金残高は4.2兆円の見込み。

Ⅱ. 令和3年度保険料率について【介護分】

1. 介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分(466億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.80%(4月納付分から変更)**とする。

※ 令和3年度政府予算案では、介護納付金は1兆544億円(前年度比+242億円)の見込み。

【(参考)健康保険法160条16項】

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 428円 (76,666円 → 77,094円) の負担増

〔月額〕 32円 (5,728円 → 5,760円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和3年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

【(参考)介護保険料率の推移】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
介護保険料率	1.19%	1.50%	1.51%	1.55%	1.55%	1.72%	1.58%	1.58%	1.65%	1.57%	1.73%	1.79%	1.80%
負担割合 (2号被保険者)	30%		29%			28%			27%		(27%)		
介護保険への被用者保険 間負担割合	介護2号被保険者割						1/3総報酬割	1/2総報酬割	3/4総報酬割	総報酬割			

(注)29年度の介護保険の被用者保険間負担割合は、8月から1/2総報酬制であり、実質1/3総報酬割となる。なお、総報酬割については令和2年度に完全移行完了。

2. 協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅲ. 令和3年度保険料率改定にかかるスケジュールについて

1. 都道府県単位保険料率決定までのスケジュール（予定含む）

○12月18日 運営委員会(平均保険料率の方針決定)

○12月21日 政府予算案(令和3年度)の閣議決定

○1月13日～19日 支部評議会の開催
(都道府県単位保険料率についての意見聴取)

○上記評議会開催後 支部長から理事長への意見の申出

○1月26日 運営委員会にて都道府県単位保険料率の決定

○1月下旬 料率変更について、厚生労働大臣へ認可申請

○2月中旬 厚生労働大臣から認可・告示

○2月中旬 都道府県単位保険料率決定

(参考)健康保険法第160条

6. 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7. 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8. 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2. 令和3年度保険料率改定にかかる広報の対応について

1. 広報の目的

- 令和3年度の島根支部保険料率について加入者や事業主に正確に伝達すること。
- 保険者機能を発揮する観点から、保険料を支払う加入者の皆さまに保険料率が変更となる理由をご理解いただくとともに、医療費適正化等にかかる協会けんぽの取組状況を周知することにより、事業主及び加入者の行動変容を促すこと。

2. 今後の広報予定

- 納入告知書へ料額表チラシを同封（2月）
- ポスターを作成し、支部窓口における掲示や関係団体等へ掲示依頼（2月～）
- 新聞広告の掲載（3月）
- ホームページへの掲載（2月）
- 市町村及び関係団体が発行する広報誌への記事掲載依頼（2月～）

➤このような手段により、料率が変更となること、変更後の料率、変更時期について、周知を予定しております。
（※詳しい広報スケジュール等は、次ページをご覧ください。）

3. 令和3年度保険料率改定にかかる広報スケジュール

